

# 最高裁判所判決を受けての所得税基本通達59-6(株式等を贈与等した場合の「その時ににおける価額」)の改正

Issue 24, September 2020

## In brief

2020年8月28日に国税庁から所得税基本通達59-6に関する改正通達(「所得税基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達))が公表されました。これは、非上場会社の株式を個人株主が法人に譲渡した際の所得税法上の時価算定方法について争われた事案に係る2020年3月24日付の最高裁判所判決を受け、不明確であったこれまでの取扱いの明確化を図るために見直しが行われたものです。

また、2020年6月30日より本通達改正案に関するパブリックコメントの募集が行われていたところ、その結果も併せて公表されました。この結果の中には、所得税及び法人税における今後の非上場株式の評価実務に影響を及ぼすと考えられる国税庁の考え方やコメントに対する回答がいくつか示されています。

本ニュースレターでは、本通達改正の背景と改正内容、今後の実務への影響について解説します。なお、今後公表される予定である国税庁による解説によっては内容に変更がある可能性がある点にご留意ください。

## In detail

### 1. 所得税法59条と所得税基本通達59-6の概要

所得税法(以下、「所法」)33条では、個人が資産を譲渡した場合には、譲渡に係る収入金額に基づいて譲渡所得の金額を計算すると規定しているため、原則として、当事者間で合意した実際の取引価額に基づいて譲渡に係る所得税が計算されます。

しかし、所法59条1項は、個人が法人に対して資産を贈与等(1号)又は著しく低い価額で譲渡(2号。以下、「低額譲渡」)した場合には、例外的にその時における価額(時価)に相当する金額より譲渡があったものとみなす旨、規定しています。そして、「著しく低い価額」とは、所得税法施行令169条において、譲渡時の価額の2分の1に満たない金額とされています。そこで、同項の規定の適用に当たっては、贈与等又は譲渡した資産の時価が重要となります。

贈与等又は譲渡した資産が取引相場のない株式(以下、「非上場株式」)の場合における所法59条1項の時価は、本改正の対象である所得税基本通達(以下、「所基通」)59-6において、原則として、財産評価基本通達(以下、「財基通」)により算定した価額(一定の条件付)とするものとされています<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 実際の規定では、非上場株式を譲渡した場合の所法59条1項の時価は同通達23~35共一9に準じて算定した価額であるとされ(所基通59-6前段)、所基通23~35共一9の(4)二の「1株又は1口当たりの純資産価額を参考して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、4つの修正事項を条件として、財基通178から189-7まで(取引相場のない株式の評価)の例により算定した価額であるとされています(所基通59-6後段)。

## 2. 通達改正に至った背景

今回の所基通 59-6 の改正は、個人から法人に対して非上場株式を譲渡した場合の時価を争点とした 2020 年 3 月 24 日付の最高裁判決を受けてのものです。本判決に係る事案の概要及び争点は以下のとおりです<sup>2</sup>。

### (1) 事案の概要

B 社の代表取締役である A(譲渡前の B 社株式持分は 15.88%)は、保有する B 社株式の 7.88%を 1 株当たり 75 円(財基通 188-2 に基づく配当還元価額)で C 社に譲渡しました(以下、「本件株式譲渡」)。本件株式譲渡の同年に A が死亡したことから、A の相続人は、実際の譲渡価格である 1 株当たり 75 円を基に所得税の準確定申告を行ったところ、課税当局は、本件株式譲渡時における B 社株式の価額(時価)は 1 株当たり 2,505 円(財基通 180 に基づく類似業種比準価額)であって、1 株あたり 75 円という譲渡価額が譲渡時における時価の 2 分の 1 に満たないことから、所法 59 条 1 項 2 号に規定する低額譲渡に該当するものとし、時価による譲渡があったものとみなして更正処分等を行いました。

この更正処分等に対して A の相続人が訴訟を提起したところ、第一審では納税者敗訴の判決(東京地裁平成 29 年 8 月 30 日判決)が下されましたが、控訴審では納税者勝訴の判決(東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決)が下されました。これに対して、課税当局の上告を受けた最高裁は、原判決を棄却し高裁に差し戻す判決を下しました。

なお、本件株式譲渡の前後における B 社の株主構成は下表のとおりです。下表の「その他」は少数株主を合計したものであって、本件譲渡の前後において、B 社には同族株主(財基通 188 の(1)に掲げる議決権割合が 30% 以上である株主等)は存在しませんでした。

株主	譲渡前	譲渡後
A	15.88 %	8.00 %
A の親族	6.91 %	6.91 %
(A 及び A の親族)	(22.79 %)	(14.91 %)
C 社	-	7.88 %
その他	77.21 %	77.21%
合計	100 %	100 %

### (2) 事案の争点

本事案では、所法 59 条 1 項に規定する低額譲渡の該否にあたり、所基通 59-6 が準用する財基通における株主区分判定をどのように行うべきかの解釈(具体的には、譲渡所得の課税場面における財基通 188 の(2)から(4)に掲げる株式を保有する株主(以下、「少数株主」)の判定について、譲渡人の譲渡前又は譲受人の譲受後の議決権数のいずれで判定するのか)及びその判定に基づく譲渡時における価額(時価)について、納税者と課税当局との間で争われました。

財基通では、評価会社における株主構成や株式取得者の属する株主グループの状況、その株式取得者の取得後の議決権割合等に従い、いわゆる支配株主に適用される原則的評価方式(類似業種比準方式等)又は少数株主に適用される特例的評価方式(配当還元方式)のいずれかを用いて非上場株式を評価することとされています(下表参照)。なお、改正前所基通 59-6 の(1)では、財基通の適用にあたり、財基通 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定することを条件として規定している一方、その他の株主判定(財基通 188 の(2)から(4))に関する読み替え規定は明記されていませんでした。

<sup>2</sup> 本事案の詳細については、PwC Legal Japan News の 2020 年 5 月号(税務判例検討:取引相場のない株式の個人から法人への譲渡についてその価格の評価(所得課税)が問題となった事例-最高裁令和 2 年 3 月 24 日判決-)をご参照ください。  
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20200528-2.html>)

## &lt;株主区分判定と株式評価方式区分&gt;

株主区分			評価方式	
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上		支配株主
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な同族株主がない場合	
			中心的な同族株主	
			役員	少数株主
		同族株主以外の株主		
同族株主のない会社	議決権割合が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上		支配株主
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な株主がない場合	
			中心的な株主がいる場合	
			役員	少数株主
		議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主		

この点に関し、原告である A の相続人は、所基通 59-6(1)においては財基通 188 の(2)から(4)の少数株主の判定を譲渡人の譲渡直前の議決権割合で行うとは定めていないことから、相続や贈与の場合と同様、取得の取得後の議決権割合によるべきであると主張しました。これによれば、B 社株式の譲受人である C 社の B 社株式取得後の議決権割合は 7.88% であり 15% 未満であるから、財基通 188 に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」として特例的評価である配当還元価額(1 株 75 円)が時価となり、本件株式譲渡は低額譲渡に該当しないこととなります。一方、被告である課税当局は、所得税法の趣旨に従い、財基通 188 の少数株主の判定について譲渡人の譲渡直前の議決権割合によるべきと主張しました。この場合、譲渡人である A 及び A の親族の譲渡直前の議決権割合は 22.79% であり 15% 以上であることから、「同族株主以外の株主等が取得した株式」には該当せず、原則的評価である類似業種比準価額等が時価となり、本件株式譲渡は低額譲渡に該当することになります。

これについて最高裁は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であるとする判例を引用した上で、そのような趣旨に照らせば、相続税や贈与税のように株式を取得した株主の会社への支配力ではなく、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきであって、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するか否かは、株式を譲渡した株主で判断すべき趣旨である旨判示し、原判決を棄却しました。

また、裁判官による補足意見では、通達は法規命令のように文理に忠実に解釈すべき対象ではないものの、納税者の予測可能性の観点から所基通 59-6 の規定が不明確であることは問題である点が示されています。一方で、所基通 59-6 は所法 59 条 1 項の規定に適合するように財基通に適切な修正を加える必要から定められたものであるから、財基通 188 の(2)から(4)についても修正を及ぼすべきである点にも触れています。

### 3. 改正の内容

上記 2 の最高裁判所判決及び裁判官補足意見を受けて、所基通 59-6 の見直しが行われ、2020 年 8 月 28 日付で国税庁より改正通達が公表されました<sup>3</sup>。本改正により、所基通 59-6 により財基通に基づいて非上場株式の時価を算定する際の財基通 188 の株主区分判定は、従来明記されていた財基通 188 の(1)の「同族株主」判定以外においても譲渡者の譲渡直前の議決権割合によることが明確化されました(なお、国税庁は、本改正によりこれまでの取扱いに変更を生じさせるものではない点付記しています)。

改正前後の内容と改正箇所(下線部)は下表のとおりです。

<sup>3</sup> 所得税基本通達 59-6 に関する改正通達(「所得税基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達))  
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/200821/index.htm>)

## 《本改正前後の所基通 59-6(一部省略)》

	本改正前の 4 条件	本改正後の 4 条件
(1)	財基通 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。	財基通 178、188、188-6、189-2、189-3 及び 189-4 中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達 185、189-2、189-3 及び 189-4 中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達 188 中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達 185 ただし書、189-2、189-3 又は 189-4 において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の 50% 以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達 188 の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
(2)	当該株式の価額につき財基通 179 の例により算定する場合(同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。	当該株式の価額につき財基通 179 の例により算定する場合(同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
(3)	当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財基通 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。	同左
(4)	財基通 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。	同左

## 4. 所基通 59-6 に関するパブリックコメント結果の公表と非上場株式の評価実務への影響

所基通 59-6 の改正にあたっては、意見公募手続(以下、「パブリックコメント」)が実施されていたところ、所基通 59-6 の一部改正公表日と同日の 2020 年 8 月 28 日に本パブリックコメント結果が公表されました<sup>4</sup>。

本パブリックコメントでは、所基通 59-6 の規定に關していくつかの不明確な点を明らかにしてほしい旨の意見が寄せられ、その意見に対する国税庁の考え方方が示されています。このうち、非上場会社の株式を所基通 59-6 の(2)の条件により「小会社」に該当するものとして類似業種比準価額と純資産価額の折衷方式で評価するにあたって、今後の実務で重要と思われるものは以下のとおりです。

<sup>4</sup> 「「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(所得税基本通達 59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》)に対する意見募集の結果について」(パブリックコメント結果)  
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000205898>)

項目(要望)	国税庁の考え方(注)
① 類似業種比準価額算定上の斟酌割合についての明確化	「小会社」として評価する際の類似業種比準価額の計算上乗ずる斟酌割合は、大会社は 0.7、中会社は 0.6、小会社は 0.5 となる(所基通 59-6 の(2)は「財基通 179 の例により計算する場合において」と定めているところ、類似業種比準価額は財基通 180 に定められており文理上明らかとの見解)。
② 純資産価額計算上、評価対象会社が子会社株式を保有している場合の子会社株式の評価方法についての明確化	所基通 59-6 の(2)の趣旨を鑑みれば、評価対象会社が子会社の中心的な同族株主に該当するときは、その子会社株式も「小会社」として評価する。

(注)今後国税庁ウェブサイトに取扱いの解説が掲載される予定

上記についてはこれまで必ずしも取扱いが明確でなかったところ、今後の評価実務は上記国税庁の考え方に基づき実施していく必要があるものと考えられます。特に、①については実務上の慣行として、会社規模にかかわらず斟酌割合を 0.5 で計算していた事例も多かったと考えられ、今後、会社規模が大きな会社又はその子会社を評価対象とする場合には、会社規模によらず一律 0.5 の斟酌割合を使用する場合に比して評価結果が上昇するケースが多いものと想定されます。また、国税庁は「文理上明らか」との見解をとっていることから、過去において会社規模によらず斟酌割合を 0.5 としていた場合には、過去の評価時点においても通達に即した評価方法ではなかったことを意味するとも考えられます。

最後に、本パブリックコメントは個人から法人に対する譲渡を対象とした所基通 59-6 に関するものですが、法人税法における非上場株式の時価の算定規定である法人税基本通達 4-1-6 や 9-1-14 も所基通 59-6 とほぼ同様の規定振りであることを鑑みると、法人税目的での非上場株式の売買等における時価算定局面においても上記見解に基づく評価が求められると考えられます。

---

**Let's talk**

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

**パートナー**

小林 和也

**パートナー**

遠藤 浩二郎

**パートナー**

望月 文太

**ディレクター**

寺田 宏

**ディレクター**

深田 かおり

**シニア マネージャー**

飯島 哉文

**シニア マネージャー**

塩谷 洋子

**シニアマネージャー**

林 雄高

**シニア マネージャー**

佐々木 真美

**シニアマネージャー**

森田 浩司

**シニアマネージャー**

上平 洋輔

**シニアマネージャー**

仲林 健太郎

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。